

ニセコ町手数料徴収に関する条例の一部を改正する条例（案）

ニセコ町手数料徴収に関する条例の一部を改正する条例（平成12年ニセコ町条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2第1項第30号中「200円」を「300円」に改め、同項第34号ア中「住民票」の次に「及び除票」を加え、「枚」を「件」に、「200円」を「300円」に改め、「ただし、同一世帯の場合は1人を超えるごとに 20円」を削り、同号イを削り、同号ウ中「200円」を「300円」に改め、同号ウを同号イとし、同項第35号中「200円」を「300円」に改め、同項第36号中「200円」を「300円」に改め、「又は1ケース」を削る。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

提案理由

マイナンバーカードを利用してコンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機から住民票、印鑑証明書等を交付できることとなったことにより、各証明等手数料及び一部の文言の見直しをするため、本条例を提出する。